

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

サービス提供区分	訪問型独自サービスⅠ 週1回程度の利用が必要な場合 単位数 月 (1,176) 日割り (39)		訪問型独自サービスⅡ 週2回程度の利用が必要な場合 単位数 月 (2,349) 日割り (77)		訪問型独自サービスⅢ 週2回を超える利用が必要な場合 単位数 月 (3,727) 日割り (123)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
通常の場合 月ごとの定額制 (円/月)	13,077 円	1割 1,308 円	26,120 円	1割 2,612 円	41,444 円	1割 4,145 円
2割 2,616 円		2割 5,224 円		2割 8,289 円		
3割 3,924 円		3割 7,836 円		3割 12,434 円		
日割りとなる場合 (円/日)	433 円	1割 44 円	856 円	1割 86 円	1,367 円	1割 137 円
2割 87 円		2割 172 円		2割 274 円		
3割 130 円		3割 257 円		3割 411 円		

※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。

※ 利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防型訪問サービス計画に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は介護予防型訪問サービス計画に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による介護予防型訪問サービス計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。

※ 月ごとの定額制となっていますが、以下の場合は、() 内の日をもって日割り計算を行います。

- ・ 月途中からサービス利用を開始した場合 (契約日)
- ・ 月途中でサービス利用を終了した場合 (契約解除日)
- ・ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合 (変更日)
- ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合 (変更日)
- ・ 同一市町村内で事業所を変更した場合 (変更日)

	加算	単位数	利用料	利用者負担額	算定回数等
要支援度による区分なし	訪問型独自サービス初回加算	200 単位	2,224 円	1割 223 円、2割 445 円、3割 668 円	初回月、2ヶ月空いた翌月
	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位	1,112 円	1割 112 円、2割 223 円、3割 334 円	1月当たり
	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位	2,224 円	1割 223 円、2割 445 円、3割 668 円	1月当たり
	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	1か月のご利用総単位数にサービス別加算率 (13.7%) を乗じて算出した額の1部負担金 (利用者負担割合に応じる)			
	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	1か月のご利用総単位数にサービス別加算率 (4.2%) を乗じて算出した額の1部負担金 (利用者負担割合に応じる)			

◎ 1単位を11.12円として計算しています。